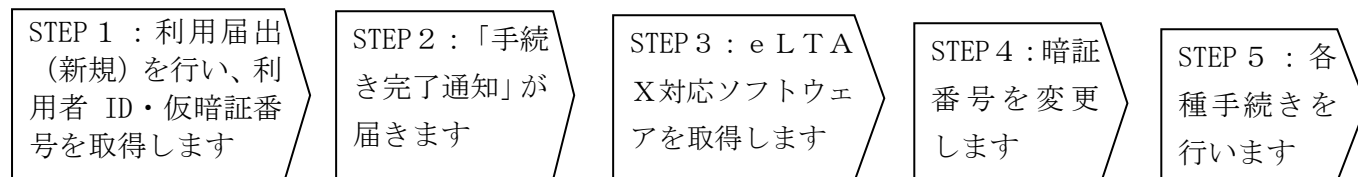


給与支払報告書等の電子申告受付のご案内

【eLTAXの概要】

能代市では、給与支払報告書等について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告の受付を行っております。eLTAXは、令和元年10月から地方税共通納税システムがスタートし、会社や事業所のパソコンからインターネットを通じて複数の地方公共団体への申告や納税が一度にでき、給与支払者の皆様の事務軽減に配慮したシステムです。

【ご利用の流れ】



【ご利用できる手続き】

●電子申告サービス

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）

※指定番号は、総括表に記載されている番号になります。

※特別徴収税額決定通知（当初課税分）の送付形式を選択できます。また、令和3年度より、選択いただいた形式に準じて、特別徴収税額変更通知（随時異動分）を送付しております。

希望する受取方法（登録画面の選択肢）	送付形式
電子データ（正本）	電子データ（正本）のみ
書面（正本）	書面（正本）のみ
書面（正本）＋電子データ（副本）	書面（正本）と電子データ（副本）

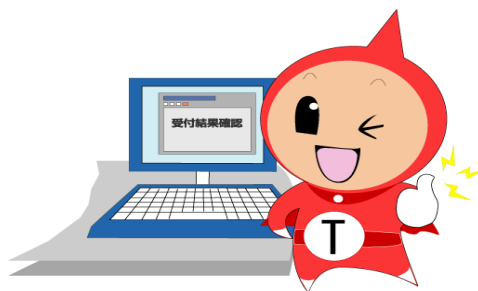
以上の方法により通知いたしますが、受取方法を選択しなかった事業所及び電子データを選択したが通知先 e-Mail 欄にアドレスが未入力である事業所につきましては、従来どおり書面のみで通知いたします。

- ・給与所得者異動届出書・特別徴収切替届出（依頼）書

●電子申請・届出

- ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

●電子納税



【給与支払報告書のeLTAX又は光ディスク等による提出義務について】

令和3年1月以後に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務基準が引き下げられたことに伴い、令和4年1月以後に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年（令和2年1月）における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

【eLTAXに関するお問い合わせ】

eLTAXについての詳しい内容や手続き方法は、地方税共同機構へお問い合わせください。

電話 0570-081459（ヘルプデスク） eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>